

# 移動等円滑化取組計画書及び報告書

# 目次

2023	年度移動等円滑化取組計画書	. 2
2022	年度移動等円滑化取組報告書	. 6
2022	年度移動等円滑化取組計画書	12
2021	年度移動等円滑化取組報告書	16
2021	年度移動等円滑化取組計画書	22
2020	年度移動等円滑化取組報告書	26
2020	年度移動等円滑化取組計画書	32



#### 2023年度移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり2023年度移動等円滑化取組計画書を国土交通省に提出致しました。

#### I 現状の課題及び中期的な対応方針

- 1. 車両等の整備に関する事項
  - ・ 当社の航空機はいずれも移動等円滑化基準を満たしており、また就航地空港に おける移動支援措置の基準も満たしておりますが、予備的な移動支援措置や介 助支援器具等の導入について検討致します。
- 2. 教育訓練、旅客支援、情報提供等に関する事項
  - ・ 現状でも、障害者特性にあわせた教育訓練を実施しておりますが、旅客支援をより充実させるため、国土交通省が定める「接遇研修モデルプログラム」に準拠した研修をフロントラインとなる客室乗務員および旅客職員に定期的に受講させ、受講済みの旅客職員の国内就航空港への配置を継続します。
  - ・ 空港における情報提供の拡充について検討致します。(2020年度以降)

#### II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために 必要な措置

対象となる旅客施	計画内容	
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
機材の更新	当社の航空機は全て移動等円滑化基準に適合しておりますが、	
	今後も同基準に適合した航空機を前提とした導入を計画致しま	
	す。	



② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計画内容	
<b>71 %</b>	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
マニュアルの見	タラップ車等の乗降用設備のハンドリング方法や、機内での運航	
直し	情報提供方法について、社内マニュアルの公共交通機関の役務の	
	提供に関する移動等円滑化整備ガイドラインへの適合状況を継	
	続的に確認し、必要に応じて見直しを実施致します。(2021年	
	以降)	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる 乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

	対 策	計画内容
		(計画対象期間及び事業の主な内容)
	接遇研修モデルプ 後記⑤で実施する研修を受講済みの旅客職員について、順次国	
ログラムに準拠し		内就航空港へ配置する取り組みを継続して実施致します。(2020
	た研修を受講済み	年度以降)
	の職員の配置	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報等に関す	チェックインカウンター、搭乗口等での各種お客様への案内に
るモニターの設置	おいてデジタルサイネージの活用を検討致します。(2020 年度以
等	降)



⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修モデルフ	国土交通省が定める接遇研修モデルプログラムに準拠した研修
ログラムに準拠し	について、原則客室乗務員並びに旅客職員全員に実施致します。
た研修の実施	(2020年度以降)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する 広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	
	該当はございません。	

#### Ⅲ 移動等円滑化の促進のため II と併せて講ずべき措置

- ・操作手順などのハード面を中心とした既存のマニュアルに加え、ソフト面も含めた 接遇に特化したマニュアルを新規作成し、旅客職員の対応を統一致します。
- ・サービス介助士の資格取得を推進致します。(2023年度は旅客職員20名を予定)
- ・サービス介助士の資格を取得した旅客職員が、資格未取得の旅客職員に対して実践 の場で活かせるような研修を行います。
- ・認知症バリアフリーへの理解を深めるため、客室本部スタッフが国土交通省接遇ガイドライン対応研修(日本ケアフィット共育機構)を受講する予定です。新たに得た知見を客室乗務員向け教育やマニュアル等へ反映することを検討致します。

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設	変 更 内 容	理由	
及び車両等又は対策	发 史 內 谷	性 田	
前年度計画書からの変更はございません。			

#### V 計画書の公表方法

当社ホームページ上にて公開致します。

#### スカイマーク株式会社



〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階 http://www.skymark.jp

VI	その他計画に関連する事項
	_

以 上



### 2022 年度移動等円滑化取組報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり2022年度移動等円滑化取組報告書を国土交通省に提出致しました。

- I 2022 年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
    - ① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
機材の更新	当社の航空機は全て移動等円滑化基準に	新機材の導入はござ
	適合しておりますが、今後も同基準に適	いませんでした。
	合した航空機を前提とした導入計画を検	
	討致します。(2021 年度以降)	



〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階 http://www.skymark.jp

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三 項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
マニュアル	タラップ車等の乗降用設備のハンドリン	マニュアルの適合状況
の見直し	グ方法や、機内での運航情報提供方法に	を確認し、見直しが必
	ついて、社内マニュアルの公共交通機関	要な箇所はございませ
	の役務の提供に関する移動等円滑化整備	んでした。
	ガイドラインへの適合状況を確認し、必	
	要に応じて見直しを実施致します。	
	(2021年度)	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要と なる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
接遇研修プ	後記⑤で実施する研修を受講済みの職員	研修を受講した旅客職
ログラムに	について、順次国内就航空港への配置を	員を国内就航空港へ配
準拠した研	進めます。(2020 年度以降)	置致しました。
修を受講済		
みの職員の		
配置		



# ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
運航情報等	チェックインカウンター、搭乗口等での	デジタルサイネージ
に関するモ	各種お客様への案内においてデジタルサ	の活用について、今
ニターの設	イネージの活用を検討致します。(2020	後の導入に向けて検
置等	年度以降)	討を継続致しまし
		た。

# ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
接遇研修プ	国土交通省が定める接遇研修モデルプロ	旅客職員 305 名、客
ログラムに	グラムに準拠した研修について、受講者	室乗務員初期訓練生
準拠した研	の対象を拡大し、原則客室乗務員並びに	83 名の合計 388 名に
修の実施	空港地上係員(案内カウンター及び搭乗	研修を実施致しまし
	ゲートの職員)全員に実施致します。実	た。初期訓練生以外
	施にあたり、新型コロナウイルス感染拡	の研修受講済みの客
	大防止の観点からも、研修の実施方法、	室乗務員について
	規模を検討し、研修を計画的に行いま	は、コロナ禍により
	す。(2020 年度以降)	対面教育の実施を見
	研修受講済みの職員に対して、心情理	送ったため、2021 年
	解、共感力を軸に合理的配慮を推奨し、	度の研修受講者の所
	浸透させてまいります。(2022 年度以	感を取りまとめたフ
	降)	ィードバックコンテ
		ンツを個人貸与端末
		で閲覧することに代
		えました。



⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために 必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動 及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2022 年度の実施状況
	該当はございません。	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の 実施状況
  - ・ 客室乗務員の初期訓練生83名に対面研修(実習・ディスカッション)を実施致しました。障害当事者とのコミュニケーションを重視する心のバリアフリーの取り組みにおいて、コミュニケーション自体にハードルのある発達・知的・精神障害について疑似体験を通じて心情理解を深め、国土交通省のコミュニケーションハンドブックに準拠した対応方法について学ぶ場と致しました。
  - ・ 新たに 29 名の旅客職員がサービス介助士資格を取得し、各空港への配置を 進めました。
- (3) 報告書の公表方法

(4) その他

当社ホー	1. ~ -	ジにて	八丰砂」	#1	+=
コイルー	///	ンルして	ハスマモメー	<i>y</i> <b>y</b> 1	110

\_



#### Ⅱ 航空機の移動等円滑化の達成状況(2023年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	29 機
公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	29 機
客席数が 30 以上の航空機数	29 機
可動式ひじ掛けのある航空機数	29 機
運航情報提供設備を備えた航空機数	29 機
客席数が 60 以上の航空機数	29 機
車椅子を備えた航空機数	29 機
通路が 2 以上の航空機数	0 機
障害者対応型便所を備えた航空機数	0 機

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共 交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を記 入。
- 注 2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が 30 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 64 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の 航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合して いるものの数を記入。
- 注 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が 60 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 65 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が 2 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 67 条の基準に適合しているものの数を記入。



III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

該当はございません。

YOUR WING.

以上



#### 2022 年度移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり2022年度移動等円滑化取組計画書を国土交通省に提出致しました。

#### I 現状の課題及び中期的な対応方針

- 3. 車両等の整備に関する事項
  - ・ 当社の航空機はいずれも移動等円滑化基準を満たしており、また就航地空港に おける移動支援措置の基準も満たしておりますが、予備的な移動支援措置や介 助支援器具等の導入について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅 客数が減少している状況も考慮しながら検討致します。(2020 年度以降)
- 4. 教育訓練、旅客支援、情報提供等に関する事項
  - ・ 現状でも、障害者特性にあわせた教育訓練を実施しておりますが、旅客支援をより充実させるため、国土交通省が定める「接遇研修モデルプログラム」に準拠した研修を受講させ、受講済みの職員の配置を進めます。対象の職員はフロントラインとなる、客室乗務員、空港地上係員から開始し、全職員へ拡大を図ります。
  - ・ 空港における情報提供の拡充について検討致します。(2020年度以降)

#### II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために 必要な措置

対象となる旅客施	計画内容	
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
機材の更新	当社の航空機は全て移動等円滑化基準に適合しておりますが、	
	今後も同基準に適合した航空機を前提とした導入計画を検討致	
	します。(2021 年度以降)	



② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの見	タラップ車等の乗降用設備のハンドリング方法や、機内での運航
直し	情報提供方法について、社内マニュアルの公共交通機関の役務の
	提供に関する移動等円滑化整備ガイドラインへの適合状況を確
	認し、必要に応じて見直しを実施致します。(2021 年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる 乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修モデルプ	後記⑤で実施する研修を受講済みの職員について、順次国内就
ログラムに準拠し	航空港への配置を進めます。(2020 年度以降)
た研修を受講済み	
の職員の配置	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報等に関す	チェックインカウンター、搭乗口等での各種お客様への案内に
るモニターの設置	おいてデジタルサイネージの活用について検討致します。(2020
等	年度以降)



⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

<b>拉 笠</b>	計 画 内 容
対策	(計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修モデルプ	国土交通省が定める接遇研修モデルプログラムに準拠した研修
ログラムに準拠し	について、受講者の対象を拡大し、原則客室乗務員並びに空港地
た研修の実施	上係員 (案内カウンター及び搭乗ゲートの職員) 全員に実施致し
	ます。実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か
	らも、研修の実施方法、規模を検討し、研修を計画的に行います。
	(2020年度以降)
	また、研修受講済みの職員に対して、心情理解、共感力を軸に合
	理的配慮を推奨し、浸透させてまいります。(2022年度以降)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する 広報活動及び啓発活動

対策	計画内容
刘 泉	(計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者障害者等用施設等の該当はございません。	

#### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・社内の CS 担当部署でバリアフリーを推進し、社として推進体制を構築致します。
- ・客室乗務員資格発令前に実施する初期訓練に「心のバリアフリー\*」の理念を反映 させ、2022 年度に入社する客室乗務員に対して教育を実施します。
- \*「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相 互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。





IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理由	
前年度計画書からの変更はございません。			

V 計画書の公表方法

当社ホームページ上にて公表致します。	

VI その他計画に関連する事項

_			

以上



## 2021年度移動等円滑化取組報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり2021年度移動等円滑化取組報告書を国土交通省に提出致しました。

- I 2021 年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
    - ① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
機材の更新	当社の航空機は全て移動等円滑化基準に	新機材の導入はござ
	適合しておりますが、今後も同基準に適	いませんでした。
	合した航空機を前提とした導入計画を検	
	討致します。(2021年度以降)	



② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
マニュアル	タラップ車等の乗降用設備のハンドリン	社内マニュアルの車椅
の見直し	グ方法や、機内での運航情報提供方法に	子利用旅客の移動・乗
	ついて、社内マニュアルの公共交通機関	降支援に係わる箇所の
	の役務の提供に関する移動等円滑化整備	見直しを実施致しまし
	ガイドライン(役務編)への適合状況を	た。また、客室乗務員
	確認し、必要に応じて見直しを実施致し	のサービス関連マニュ
	ます。(2021 年度)	アルに、「心のバリア
		フリー」についての項
		目を追記致しました。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
接遇研修プ	後記⑤で実施する研修を受講済みの職員	研修を受講した職員を
ログラムに	について、順次国内就航空港に配置して	順次国内就航空港へ配
準拠した研	いきます。	置致しました。
修を受講済		
みの職員の		
配置		



# ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
運航情報等	チェックインカウンター、搭乗口等での	デジタルサイネージ
に関するモ	各種お客様への案内においてデジタルサ	の活用について検討
ニターの設	イネージの活用について検討致します。	を行い、先んじて
置	(2020年度以降)	2021年6月に就航全
	また、搭乗手続き時に詳細な説明を実施	空港へのタラップ車
	するために配備しているタラップ車実車	実車写真の配備が完
	の写真について、タラップ車での搭乗の	了致しました。
	可能性があり、かつ現在配備がない空港	
	へも配備を進めます。(2021 年度)	

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
接遇研修プ	国土交通省が定める交通事業者向け接遇	受講対象者を拡大
ログラムに	研修プログラムに準拠した研修につい	し、空港地上係員
準拠した研	て、受講者の対象を拡大し、原則客室乗	312 名、客室乗務員
修の実施	務員並びに空港地上係員(案内カウンタ	451 名、客室本部ス
	-及び搭乗ゲートの職員) 全員に実施致	タッフ 17 名の合計
	します。また、実施にあたり、新型コロ	780 名に研修を実施
	ナウイルス感染拡大防止の観点からも、	致しました。
	研修の実施方法、規模を検討し、研修を	
	計画的に行います。(2020年度以降)	



⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために 必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動 及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2021 年度の実施状況
	高齢者障害者等用施設等の該当はござい ません。	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の 実施状況
  - ・ 国土交通省発行の「コミュニケーションハンドブック」を参照し、共感力を 培い、より良い対応方法を学ぶことを目的としたロールプレイング等の疑似 体験を交えた研修を、客室乗務員に対して実施致しました。
  - ・ 社内の CS 担当部署でバリアフリーを推進し、社として推進体制を構築致しました。
  - ・ 難聴の方でも聞き取りやすい音を出力するスピーカーは下地島空港のみ未配 備でしたが、2021年6月末に配備が完了、運用を開始致しました。
  - ・ サービス品質の民間規格であるおもてなし規格認証「紺認証」を取得致しま した。
- (3) 報告書の公表方法

(4) その他

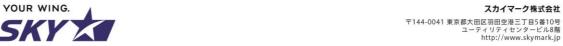
当社ホームペー	シ	にて	公表致)	しま	した。
---------	---	----	------	----	-----



#### Ⅱ 航空機の移動等円滑化の達成状況 (2022年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	29 機
公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	29 機
客席数が 30 以上の航空機数	29 機
可動式ひじ掛けのある航空機数	29 機
運航情報提供設備を備えた航空機数	29 機
客席数が 60 以上の航空機数	29 機
車椅子を備えた航空機数	29 機
通路が 2 以上の航空機数	0 機
障害者対応型便所を備えた航空機数	0 機

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共 交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を記 入。
- 注 2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が 30 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 64 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の 航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合して いるものの数を記入。
- 注 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が 60 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 65 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が 2 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 67 条の基準に適合しているものの数を記入。



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の 2で定める要件に関する事項

該当はございません。

以 上



#### 2021年度移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり2021年度移動等円滑化取組計画書を国土交通省に提出致しました。

#### I 現状の課題及び中期的な対応方針

- 5. 車両等の整備に関する事項
  - ・ 当社の航空機はいずれも移動等円滑化基準を満たしており、また就航地空港に おける移動支援措置の基準も満たしておりますが、予備的な移動支援措置や介 助支援器具等の導入について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅 客数が減少している状況も考慮しながら検討致します。(2020 年度以降)
- 6. 教育訓練、旅客支援、情報提供等に関する事項
  - ・ 現状でも、障害者特性にあわせた教育訓練を実施しておりますが、旅客支援をより充実させるため、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を受講させ、受講済みの職員の配置を進めます。対象の職員はフロントラインとなる、客室乗務員、空港地上係員から開始し、全職員へ拡大を図ります。
  - ・ 空港における情報提供の拡充について検討致します。(2020年度以降)

#### II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために 必要な措置

対象となる旅客施	計画内容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
機材の更新	当社の航空機は全て移動等円滑化基準に適合しておりますが、
	今後も同基準に適合した航空機を前提とした導入計画を検討致
	します。(2021 年度以降)



② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	
マニュアルの見	マニュアルの見 タラップ車等の乗降用設備のハンドリング方法や、機内での運船	
直し	情報提供方法について、社内マニュアルの公共交通機関の役務の	
	提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(役務編)への適合	
	状況を確認し、必要に応じて見直しを実施致します。(2021 年度)	

③ 高齢者、障害者等が公共交通 q機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容
/1 K	(計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修プログラ 後記⑤で実施する研修を受講済みの職員について、順次国内家	
ムに準拠した研修 航空港への配置を進めます。(2020 年度以降)	
を受講済みの職員	
の配置	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計画内容
刘 宋	(計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報等に関す	チェックインカウンター、搭乗口等での各種お客様への案内に
るモニターの設置	おいてデジタルサイネージの活用について検討致します。(2020
等	年度以降)
	また、搭乗手続き時に詳細な説明を実施するために配備してい
	るタラップ車実車の写真について、タラップ車での搭乗の可能
	性があり、かつ現在配備がない空港へも配備を進めます。(2021
	年度)



⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計画内容	
XI K	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
接遇研修プログラ	国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠	
ムに準拠した研修	した研修について、受講者の対象を拡大し、原則客室乗務員並び	
の実施	に空港地上係員 (案内カウンター及び搭乗ゲートの職員) 全員に	
	実施致します。実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止	
	の観点からも、研修の実施方法、規模を検討し、研修を計画的に	
	行います。(2020年度以降)	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する 広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容
N K	(計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者障害者等用施設等の該当はございません。	

#### III 移動等円滑化の促進のため II と併せて講ずべき措置

- ・社内の障害当事者の意見を集約し、研修プログラムの改善を行います。
- ・社内の CS 担当部署でバリアフリーを推進し、社として推進体制を構築致します。
- ・難聴の方でも聞き取りやすい音を出力するスピーカーについて下地島空港へも配備し、就航全空港への配備を実施致します。
- ・「心のバリアフリー\*」を実践する社内体制の構築に関して、サービス品質の民間 規格である、おもてなし規格認証「紺認証」を取得し、従業員への定着を進めます。
- \*「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相 互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設	変更内容	理由
及び車両等又は対策	发 史 內 谷	埋 田
前年度計画書からの変	更はございません。	

#### スカイマーク株式会社



〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階 http://www.skymark.jp

V	計画書の公表方法
	当社ホームページ上にて公表致します。
VI	その他計画に関連する事項

以 上



#### 2020年度移動等円滑化取組報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり2020年度移動等円滑化取組報告書を国土交通省に提出致しました。

- I 2020 年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
    - ① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
下地島空港	新規就航計画があるため、就航時にター	2020年10月25日か
	ミナル施設と駐機場間の経路の移動と航	らの就航に合わせ
	空機への乗降について移動支援措置の基	て、ターミナル施設
	準に適合させます。(2020年度)	と駐機場間の経路の
		移動と航空機への乗
		降について移動支援
		措置の基準に適合し
		ております



② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
役務の提供	タラップ車等の乗降用設備のハンドリン	社内マニュアルに基づ
方法に関す	グ方法や、機内での運航情報提供方法に	いた職員教育を実施致
る職員教育	ついて、社内マニュアルに基づいた職員	しました。
の実施	教育を実施致します。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
接遇研修プ	後記⑤で実施する研修を受講済みの職員	研修を受講した職員を
ログラムに	について、順次国内就航空港に配置して	順次国内就航空港へ配
準拠した研	いきます。	置致しました。
修を受講済		
みの職員の		
配置		
機内での受	障害をお持ちのお子様が着席時に上体の	関連規程の整備を行
け入れ対策	固定をより容易にできるよう、機内でチ	い、2020年10月1
の充実	ャイルドシートを使用可能とするよう関	日からチャイルドシー
	連規程の整備を行います。	トの使用が可能となり
		ました。



④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
運航情報等	チェックインカウンター、搭乗口等での	デジタルサイネージ
に関するモ	各種お客様への案内においてデジタルサ	の設置に先んじて、
ニターの設	イネージの活用について検討致します。	タラップ車での搭乗
置	(2020年度以降)	となる茨城・奄美・
		下地島の各空港にお
		いて、チェックイン
		カウンターに実車の
		写真を配置し、詳し
		い説明を実施できる
		環境を整備致しまし
		た。

# ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
接遇研修プ	客室乗務員並びに空港地上係員(案内カ	課長およびグループ
ログラムに	ウンター及び搭乗ゲートの職員)に対し	長等を対象に研修を
準拠した研	て、国土交通省が定める交通事業者向け	実施し、2021年3月
修の実施	接遇研修プログラムに準拠した研修を実	末までに上記対象者
	施するにあたり、新型コロナウイルス感	への研修が完了致し
	染拡大防止の観点からも、研修の実施方	ました。
	法、規模を検討し、研修を計画的に行い	
	ます。(2020 年度以降)	



⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために 必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動 及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	2020 年度の実施状況
	高齢者障害者等用施設等の該当はござい ません。	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の 実施状況
  - ・ 社内の障害当事者の意見を集約し、研修プログラムの改善を行いました。
  - ・ 社内の CS 担当部署でバリアフリーを推進し、社として推進体制を構築致しました。
  - ・ 難聴の方でも聞き取りやすい音を出力するスピーカーを下地島空港を除く就 航空港へ配備しました。各空港の特性に応じて保安検査場前・到着ロビー・ 搭乗ゲートのいずれかに設置し運用を開始致しました。
  - ・ サービス介助士資格取得者の配置を進めており、2020 年度は新たに 6 名が 資格を取得しました。
- (3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表致しました。

#### (4) その他

・ 感覚過敏症等でマスクが着用できないお客様に対し、マスク着用が困難であることを示すシールの配布を 2020 年 12 月 15 日から開始し、周囲のお客様への理解を得やすい環境を整えました。当該運用について、SNS でも 2020年 12 月 18 日付で発信し、お客様への周知を図りました。



#### Ⅱ 航空機の移動等円滑化の達成状況(2021年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	29 機
公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	29 機
客席数が 30 以上の航空機数	29 機
可動式ひじ掛けのある航空機数	29 機
運航情報提供設備を備えた航空機数	29 機
客席数が 60 以上の航空機数	29 機
車椅子を備えた航空機数	29 機
通路が 2 以上の航空機数	0 機
障害者対応型便所を備えた航空機数	0 機

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共 交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を記 入。
- 注 2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が 30 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 64 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の 航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合して いるものの数を記入。
- 注 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が 60 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 65 条の基準に適合しているものの数を記入。
- 注 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が 2 以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第 67 条の基準に適合しているものの数を記入。



〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階 http://www.skymark.jp

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の 2で定める要件に関する事項

該当はございません。		

以 上



#### 2020年度移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり2020年度移動等円滑化取組計画書を国土交通省に提出致しました。

#### I 現状の課題及び中期的な対応方針

#### 7. 車両等の整備に関する事項

- ・ 現在、就航中の航空機はいずれも移動等円滑化基準を満たしており、また就航 地空港における移動支援措置の基準も満たしているが、予備的な移動支援措置 や介助支援器具等の導入について、新型コロナウイルス感染拡大の影響によ り、旅客数が減少している状況も考慮しながら検討致します。(2020 年度以降)
- 8. 教育訓練、旅客支援、情報提供等に関する事項
  - ・ 現状でも、障害者特性にあわせた教育訓練を実施しておりますが、旅客支援をより充実させるため、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を受講させ、受講済みの職員の配置を進めます。対象の職員はフロントラインとなる、客室乗務員、空港地上係員から開始し、全職員へ拡大を図ります。
  - ・ 空港における情報提供の拡充について検討致します。(2020年度以降)

#### II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために 必要な措置

対象となる旅客施	計画内容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
下地島空港	新規就航計画があるため、就航時にターミナル施設と駐機場間
	の経路の移動と航空機への乗降について移動支援措置の基準に
	適合させます。(2020 年度)



② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる 乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修プログラ	後記④で実施する研修を受講済みの職員について、順次国内就
ムに準拠した研修	航空港に配置していきます。(研修が開始される 2020 年度以降)
を受講済みの職員	
の配置	
機内での受け入れ	障害をお持ちのお子様が着席時に上体の固定をより容易にでき
対策の充実	るよう、機内でチャイルドシートを使用可能とするよう関連規
	程の整備を行います。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報等に関す	チェックインカウンター、搭乗口等での各種お客様への案内に
るモニターの設置	おいてデジタルサイネージの活用について検討致します。(2020
	年度以降)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修プログラ	客室乗務員並びに空港地上係員(案内カウンター及び搭乗ゲー
ムに準拠した研修	トの職員) に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研
の実施	修プログラムに準拠した研修を実施するにあたり、新型コロナ
	ウイルス感染拡大防止の観点からも、研修の実施方法、規模を検
	討し、研修を計画的に行います。(2020年度以降)

- III 移動等円滑化の促進のため II と併せて講ずべき措置
  - ・社内の障害当事者の意見を集約し、研修プログラムの改善を行います。
  - ・社内の CS 担当部署でバリアフリーを推進し、社として推進体制を構築致します。



### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理由
リフト付き福祉車両	2019 年度末~2020 年度初頭	新型コロナウイルス感染拡
	に長崎空港に導入し、2020 年	大の影響により、旅客数が
	度以降も引き続き導入空港を	減少している状況であり、
	増やしていく計画であった	就航空港は既に移動支援措
	が、旅客数や他の移動支援措	置の基準に適合しているた
	置の配備状況を考慮して、導	め。
	入空港についての検討を終了	
	致します。	

# V その他計画に関連する事項

当社の経営理念の一部である「お客様への約束」の中に、「ご予約・ご搭乗・ご到着後に至るまで、誠心誠意お客様をご案内します」と定めており、当該理念に従い、CS担当部署で本計画を推進致します。

以上